

(平成20年度保健師班図表まとめ)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN判断	PHN 役割・業務	PHN 要した能力	その他
(2～8日目) ・2日目 9:00 救護所開設 16:30 10Km 圏 域屋内退避解除 ・3日目 11:55 県(部長) 血液検査実施指示 18:30 避難解除 ・4日目 18:00 避難者全員 帰宅 ・5日目 県メンタルヘルス 対策研修開催指示 ・6日目 臨界事故相談窓口 県庁に開設 ・7日目 救護所4保健所 ・8日目 村母子保健事業	2日目の屋内退避解除後は、相談場所へ対する問い合わせが増加する。検査に関するところ、生活(井戸水、家庭菜園、魚類の安全性など)問い合わせが増加。 3日目には電話相談数は前日の1割程度と減少するが相談所における検査受診者はピークとなる。今は正常と言われても不安が消えない住民が多数存在する。地域はマスコミ、研究者が多く、日常生活とは程遠い状況が継続する	毎朝: 所内対策会議、情報整理、相談対応の意思統一 2日目: 電話相談に朝まで追われる精神障害者など状況把握 3日目: 保健所保健師を避難所、相談所などへ配置、健康調査運営 4日目: 東海村村長と所長協議。周辺住民へ保健師の訪問相談実施決定 医療救護所実施要員を県へ要請 5日目～健康相談など対策の検討、実施の継続	・治療中患者の薬の確保の必要性 ・住民の不満・不安・怒りは継続してみられ身体症状の主訴など継続フォローを必要とする ・住民が存在するため継続的な健康状態把握や相談体制の確立 ・正確な情報伝達指導内容統一の必要性(専門家対応) ・平常業務再開に伴う市町村支援の必要性	・要援護者(精神障害者など)へ電話による状況確認 ・治療中患者の薬を主治医確認、病院へ手配、配布 ・取り寄せた災害時マニユアル、資料をまとめ交代派遣保健師へ配布 ・健康調査実施(問診、血液・尿検査、診察、身体表面汚染検査、相談など) ・避難地区全戸家庭訪問実施(村・保健所保健師同行訪問)47世帯9会社 ・要支援者の継続支援 ・マスコミ対応	・情報収集、状況把握、判断能力 ・連絡、報告、方針共有 ・健康相談(不安対応) ・情報提供 ・相談対応事項の作成 ・関係者との情報交換、意思統一 ・活動記録の整理 ・マスコミ対応(住民の人権、精神的ダメージを配慮した対応) ・村母子保健業務再開へ保健所保健師による支援 ・活動記録 ・活動結果モニタリング・評価	・検査: 1検査時、保健師一人当たり約100人の住民の採血実施(放射能事故の特殊性から万が一の場合の保障問題により民間看護師協力得られず) ・訪問調査: 平時住民と接点のある村保健師と保健師の同行訪問が不安住民への効果的な方法と判断

(平成20年度保健師班図表まとめ)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN 判断	PHN 役割・業務	PHN 要した能力	その他
<p>(1.5 カ月後～) (行動調査および結果通知) 放射線医学総合研究所職員 2 名、県保健師 1 名計 3 名班編成訪問</p> <p>* 目的：住民の推定線量算出</p> <p>* 対象：350KM 圏内住民と事業所</p> <p>・事業所 19 か所、従業員 160 名</p> <p>・村 39 世帯、132 名</p> <p>・町 9 世帯、34 名</p> <p>* 行動調査：11/19～11/20</p> <p>* 結果通知：1/28～1/29</p>	<p>1 か月以上の調査であり、国(科学技術庁)職員訪問に対し、住民の怒りが向けられ、調査に時間を要する家庭もある。不眠、食欲低下、いらぬ不安、外物の手がふれられないなど身体的主訴、妊娠こどもへの影響不安、放射線被ばくに対する不安などの質問があった。専門家の相談は不安の解消になったが、多くの情報が氾濫し行政に対する不信感ができていた。</p>	<p>事故後 1 カ月間の身体汚染表面検査受診者 76,000 人、健康相談受診 5,700 人</p>	<p>・住民感情に配慮した調査実施の必要性</p> <p>・住民の身体的主訴は調査時点より 4 割以下に軽減、放射線の健康影響不安はかなり減少がみられた</p> <p>・今後に向けた対策の検討、専門知識の強化の必要性</p>	<p>・放射線医学総合研究所職員 2 名と県保健師 1 名の班編成による家庭訪問による聞き取り調査の実施。施設職員に対する住民苦情のクッションの役割</p> <p>・住民の怒りの受け止め役や、不安・疑問を残さないように間をとりもつ支援に留意した。</p> <p>・研修の企画・実施</p> <p>・保健活動体験に基づく意見・課題の今後への反映</p>	<p>・関係職員と協働による調査の実施</p> <p>・家庭訪問による健康把握</p> <p>・健康相談</p> <p>・関係機関連携</p> <p>・住民の心理状態に配慮した対応</p> <p>・施設職員への精神的支援</p> <p>・継続的な活動のモニタリング、評価</p> <p>・専門職連携</p> <p>・事故直後から対応時期の活動総括</p> <p>・今後の体制整備への反映(マニュアル、研修、訓練など)</p>	<p>・行動調査時において、住民の不安、行政への不満の高さから、放射線医学研究所職員と、住民との間の潤滑油として働く必要があると判断し配慮した</p>

原子力災害特別措置法 (H.11.12.17 制定)

(表3) Competency および Competency 形成に必要な能力

保健所長に求められる Competency	保健師に求められる Competency・役割・業務	Competency 形成に必要な能力
<p>発生「第一報」「初動調査結果」から地域保健上のインパクトをはかる能力。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・職員など安否確認</li> <li>・被害状況・情報把握</li> <li>・生命・安全・健康への影響把握</li> <li>・個人、家族、集団、地域のニーズ把握</li> <li>・避難生活、環境把握</li> <li>・要援護者の安否確認</li> <li>・状況・判断の随時報告</li> <li>・平常事業から危機管理事業への移行の調整</li> <li>・対策本部、保健所などの活動方針の把握</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故・災害に関する知識</li> <li>・支援に係る法的根拠</li> <li>・担当する政策、施策の概要の知識</li> <li>・行政組織の対策・使命の理解</li> <li>・専門職の果たす役割の知識</li> <li>・情報収集、アセスメント能力</li> <li>・現地調査（地区踏査）実践力</li> <li>・疫学、地区診断力</li> <li>・必要な保健活動の判断力</li> <li>・緊急重要度・優先度の判断力</li> <li>・意思決定能力</li> <li>・支援マンパワー量、資源、体制などの判断力</li> <li>・関係機関、職種との連携</li> <li>・随時連絡、報告、相談</li> </ul>
<p>原因究明調査のマネジメントができる能力。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区踏査（アウトリーチ）</li> <li>・避難所環境・生活調査</li> <li>・健康調査</li> <li>・在宅家庭訪問調査</li> <li>・仮設住宅入居者調査</li> <li>・調査結果分析</li> <li>・個別記録整備・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握能力</li> <li>・地区資源情報整理（地図作成など）</li> <li>・被害特性、地域特性を加味した調査の企画能力</li> <li>・調査体制整備能力 （人材確保、人員配置、活動ガイドライン・マニュアルの作成など）</li> <li>・調査の実施・運営能力</li> <li>・調査統計・分析手法に関する能力</li> <li>・調査従事者、体制マネジメント能力</li> <li>・調査実態から今後の課題や対策などの予測ができる能力</li> <li>・情報管理能力</li> </ul>
<p>対策遂行の組織マネジメントができる能力。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策遂行のための直接的支援活動の実施 (救命・救護、診療体制整備・解除、治療などに必要な医薬品の確保、遺体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な政策形成能力</li> <li>・被災者支援活動の基本的専門的知識</li> <li>・ミッション、ビジョンに沿った遂行のための体制整備能力</li> <li>・チーム管理能力</li> </ul>

	<p>処置、遺族対応、衣食住などの生活支援・調整、避難環境整備、物資支給、二次的健康障害発生予防対策、健康相談、健康診査の実施、情報提供など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動・調査協力者(応援・派遣職員、関係機関職員、ボランティアなど)のマネジメント</li> <li>・組織内外の調整・連携</li> <li>・関係機関連携、調整</li> <li>・継続的・効果的な業務の遂行ができるための職員の休暇・勤務シフトの管理</li> <li>・適材配置</li> <li>・職員の健康管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント能力</li> <li>・個人・集団・地域へ対する支援活動の実践能力</li> <li>・二次的健康被害防止のための実践力</li> <li>・活動内容・方法共通化のためのマニュアルなどの作成能力</li> <li>・健康相談、健康教育、家庭訪問など状況や目的に応じた保健活動方法の判断力</li> <li>・上記判断にもとづく企画能力</li> <li>・計画実践、遂行能力</li> <li>・自己判断能力</li> <li>・主体的、臨機応変に対応できる実践能力</li> <li>・活動のモニタリングによる対策検討や方針変更の判断の能力</li> <li>・交渉・折衝能力</li> <li>・活動方針の共有ができる能力</li> <li>・応援職員へ対するイニシアティブ</li> <li>・支援活動従事者の指示命令系統の確立ができる能力</li> <li>・人事管理能力</li> <li>・組織運営能力</li> <li>・セルフケア能力</li> <li>・ストレスマネジメント能力</li> </ul>
<p>判明事実・対策方針等迅速・正確な内外へ対する情報提供および説明能力。 スポークスマンとしての役割。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動経緯から予測される健康課題の提案</li> <li>・支援活動従事者間における活動共有、検討のための定期的なミーティングの開催</li> <li>・活動方針、方法統一のためのマニュアルの検討</li> <li>・検査に対する住民不安への対応の実施</li> <li>・専門職機関職員に対する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の事例、新たな情報などを駆使し、実態および今後の予測判断ができる能力</li> <li>・長期的視点、幅広い視野による戦略的な企画立案力</li> <li>・対策提言ができる能力</li> <li>・会議(ミーティング)運営能力(情報整理、資料など提示、説明能力)</li> <li>・住民不安を考慮した、検査の必要性や協力依頼、説明能力</li> <li>・プレゼンテーション能力</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の怒りや不信感への対応</li> <li>・住民の不安や疑問解消のための支援</li> <li>・プライバシーに留意したマスコミへの対応協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の心理状況（怒りなど）の受容</li> <li>・関係職員の調査が円滑に実施できるための調整能力</li> <li>・専門的知識の理解・説明能力</li> <li>・マスコミ対応への協力要請能力</li> <li>・建設的なコミュニケーション能力</li> </ul>
<p>対策後フォロー。再発防止策を継続可能とするシステム、社会的コンセンサス形成能力。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な住民支援の継続</li> <li>・地域資源および人材（こころのケア、LSA、見守り推進員など）発掘や連携強化</li> <li>・保健所と市町村における健康危機管理対応の見直しや連携強化</li> <li>・住民の主体的活動支援</li> <li>・活動記録整理、報告書作成など</li> <li>・健康危機管理対応のための資質向上（研修の企画・運営）</li> <li>・危機管理発生対応マニュアルの見直しや再整備</li> <li>・保健活動の経緯のまとめ意見・課題の今後の政策への反映</li> <li>・被災活動従事職員の長期的な健康管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的・継続的な活動のモニタリング能力</li> <li>・活動評価のための実践結果検討能力</li> <li>・関係者との協議の場の企画、総括能力</li> <li>・報告書作成、発表能力</li> <li>・継続的支援の事業化の必要性を明確にできる能力</li> <li>・継続的（長期）活動体制整備能力</li> <li>・地域・社会資源の開発能力</li> <li>・組織の活用と構築能力</li> <li>・人材育成能力</li> <li>・実践結果を反映させて今後に向けた計画立案・策定能力</li> <li>・システム化、政策化能力</li> <li>・関係機関調整能力</li> <li>・関係職種などへ対するコンサルテーション能力</li> <li>・予算の確保</li> </ul>

(平成21年度保健師班図表まとめ)

表1・1 フェーズ0 (発災当日)

避難所・テント等に対する支援		母子・高齢者・障害者等支援		他の保健活動						
市町村		市町村		市町村						
県HC	市町村	県HC	市町村	県HC	市町村					
所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携					
<ul style="list-style-type: none"> <li>管内避難所設置状況等の把握は所内全職員と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保健所内での救護所の設置、調整は本庁、県医師会と連携</li> <li>避難者の健康状態について市町村地区担当PHNと連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所設置状況や実態把握については、出勤可能な所内全職員と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療機器装着pt等安否確認は所内職員と連携</li> <li>人工透析者の医療確保に医師会・患者会(腎友会等)と連携</li> <li>必要な支援への協力には、医師会、救急、医療・保健・福祉関連機関、訪問看護ステーション、各種患者団体等と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の担当する要援護者(難病pt等)の安否確認は、所内全職員と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅要援護者の安否確認は、所内職員と連携</li> <li>福祉避難所の確保と該当者の移動のため、所内職員と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者把握および必要な支援への協力には、医療・保健・福祉関連機関や民生委員、自治会、自主防災組織、患者会、社会福祉協議会等と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内全域の被害状況、保健活動把握のため市町村代表者と連携</li> <li>医薬品調達は薬剤師と連携</li> <li>食料・水等に関する管理栄養士、食品衛生監視員と連携</li> <li>排泄場所の心身確保に環境衛生監視員と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師チーム活動調整のため医師会と連携</li> <li>重症患者広域搬送調整、拠点病院、DMATなどの調整指示を保健所長より確認し対応する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健活動上の物品の確保、配布については事務職と連携</li> <li>食料・水などの供給状況、体制の確立については栄養士と連携する。必要に応じ、保健所食品衛生監視員と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村対策本部との連携</li> <li>応急救護、医療確保、受け入れ調整のため、DMAT等医療チームの果HCと連携</li> <li>身元確認、連体に関することについては警察と連携</li> <li>遺体処置、保管、搬送、衛生管理等の対応は保健所環境衛生監視員と連携</li> </ul>

表1・2 フェーズ1 (発災72時間以内)

避難所・テント等に対する支援		母子・高齢者・障害者等支援		他の保健活動	
県HC	市町村	県HC	市町村	県HC	市町村
<p>・避難環境は、環境衛生監視員、食品管理は食品衛生監視員と連携</p>	<p>・避難者の健康管理のために必要な体制やマンパワーについて把握し、看護職との調整を行う</p>	<p>・避難所救護班配置地図の作成など事務業務については、事務職と連携</p>	<p>・要保護者の生活や栄養に必要な物資の供給、配布調整は事務職と連携</p>	<p>・在宅要保護者の安否確認業務については、民生委員や自治会と連携</p> <p>・在宅要保護者入院については医師会など、緊急入所者等の手配業務については、福祉課、ケアマネジャーと連携</p>	<p>・被災による外傷などにより緊急入院を要する者については医師会、救急と連携</p> <p>・DMATの撤退について医師会、救急と連携</p> <p>・マスク、取材の対応については、災対本部、県HCと連携</p> <p>・指定外避難所の生活環境管理に関することは、HC環境衛生監視員と連携</p>
<p>・避難所環境は、環境衛生監視員、食品管理は食品衛生監視員と連携</p>	<p>・避難者の健康管理のために必要な体制やマンパワーについて把握し、看護職との調整を行う</p>	<p>・要保護者に必要な処遇調整は、医師会、医療・保健・福祉関連機関、各種患者会と連携</p>	<p>・要保護者の生活や栄養に必要な物資の供給、配布調整は事務職と連携</p>	<p>・管内全域の実態把握、情報収集、整理は事務職と連携</p> <p>・情報収集と支援方針決定のため、地区担当PHNと連携</p> <p>・医薬品等不足状況の確認のため薬剤師と連携</p> <p>・衛生管理状況把握のため、環境衛生監視員と連携</p>	<p>・指定外避難所等における被災者の確認、支援については所内職員間で協力する</p> <p>・人的支援調整のため、市町村PHN統括者と連携</p> <p>・診療状況の把握と市町村へ情報提供のため、医師会と連携</p>

(平成21年度保健師班図表まとめ)

表 1・8 フェーズ2 (～2週間)

避難所・テント等に対する支援		母子・高齢者・障害者等支援		他の保健活動	
市町村		市町村		市町村	
県HC	市町村	県HC	市町村	県HC	市町村
所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同伴ベットの確保、環境衛生監視員と連携</li> <li>・歯科医療や衛生物品の確保、口腔保健相談などについては、歯科医師、歯科衛生士と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村災害保健活動支援(避難所巡回)のため、市町村避難所担当PHNと連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の供給、栄養状況把握、供給、指導については、管理栄養士と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村災害保健活動支援(要保護者支援)のため、市町村地区担当PHNと連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との定期的保健活動調整会議の実施のため、所内関係職種と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の精神的状況の強い住民への支援は、こころのケアセンター職員、精神保健福祉士(⇒精神科医師)と連携</li> <li>・井戸水・湧水などの水質、応急給水生活に関する問い合わせについては、環境衛生監視員と連携</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の環境や食中毒予防に関しては、施設管理者、ボランティア、自衛隊などと連携(夏期：熱中症対策、冬期：防寒対策等)</li> <li>・食中毒予防活動(食料・水などの供給状況、保存、管理)については、食品衛生監視員と連携</li> <li>・応急給水、仮設浴場の設置などに関する支援については、環境衛生監視員と連携</li> <li>・避難所の環境管理に関する業務(布団乾燥、入浴、クリーニングなど)については、環境衛生監視員と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の医療や服薬指導に関する支援については、精神保健福祉士と連携</li> <li>・緊急入所、生活物品、介護支援サービス検討などに関しましては、福祉課と連携</li> <li>・在宅支援サービス利用者の実態把握と、サービス調整については、在宅ケアに関わる関係機関と連携</li> <li>・妊婦・産婦の把握と保健指導、必要物品手配に関する業務については、産科医や、助産師と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食やミルクの確保、食物アレルギー対応、高齢者の食品など、特別用途食品、病者用食品の確保に関する相談については、管理栄養士と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援サービス利用者の実態把握と、サービス調整については、在宅ケアに関わる関係機関と連携</li> <li>・妊婦・産婦の把握と保健指導、必要物品手配に関する業務については、産科医や、助産師と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との定期的保健活動調整会議の実施のため、所内関係職種と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全戸調査訪問の企画、準備に関わる事務的業務には事務職と連携</li> </ul>



表1・4 フェーズ3(～1か月)

避難所・アクト等に対する支援		母子・高齢者・障害者等支援		他の保健活動		
市町村		市町村		市町村		
県HC	市町村	県HC	市町村	県HC	市町村	
所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	
同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給食品、自衛隊の配食等に關しては管理栄養士、食品衛生監視員と連携</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や、障害者の生活支援には福祉課と連携</li> <li>・要支援者の個別支援対応には、ボランティアや民生委員と連携</li> <li>・高齢者などのADL低下防止のための訪問指導については、PT等と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動のモニタリング、評価のため事務職員と連携</li> <li>・HC 平常業務再開のため関係職種、事務職と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員の健康管理支援のため、職員健康管理担当者と連携</li> <li>・応援・派遣の活動調整縮小、撤退検討のため市町村統括者と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール問題、こころのケアに関する支援については(個別、集団健康教育を含む)こころのケアセンター職員、精神保健福祉士、精神科医と連携</li> <li>・養護の喪失、破損など歯科医受診に関する相談は歯科衛生士と連携</li> <li>・他職種、他機関連携会議の開催、に關連する業務については事務職と連携</li> <li>・エコノミクス感染症候群予防対策は医師会と連携</li> </ul>
同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の縮小、及び撤退について協議・検討するため、医師会と連携</li> <li>・避難者健康診断(エコーミミラス症候群等)のために医師会、看護協会等と連携</li> <li>・福祉避難所避難者の処遇調整には福祉課等と連携</li> <li>・中長期的な環境問題(仮設トイレ、仮設浴場、悪臭、ハエ、蚊、暑さ寒さ対策など)に關する支援については環境衛生監視員と連携</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や、障害者の生活支援には福祉課と連携</li> <li>・要支援者の個別支援対応には、ボランティアや民生委員と連携</li> <li>・高齢者などのADL低下防止のための訪問指導については、PT等と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動のモニタリング、評価のため事務職員と連携</li> <li>・HC 平常業務再開のため関係職種、事務職と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅全戸調査訪問の企画、準備に關わる業務にはボランティアと連携</li> <li>・学校再開等に向け、健康管理のため必要に応じ、保育所、幼稚園、学校等と連携</li> <li>・仮設住宅入居者把握や、健康管理対策検討のため災対本部と連携</li> <li>・公衆浴場、仮設浴場等の設置に關する情報提供はHC環境衛生監視員と連携</li> </ul>	

(平成21年度保健師班区表まとめ)  
表1.5 フェーズ4(1か月～)

避難所・テント等に対する支援			母子・高齢者・障害者等支援			他の保健活動			
市町村		市町村	市町村		市町村	市町村		市町村	
県HC	他機関連携	所内連携	他機関連携	他機関連携	他機関連携	県HC	他機関連携	他機関連携	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所及び仮設住宅保健活動に関する必要な調整支援には、所内関係職種と随時連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における二次的健康障害発生予防対策業務のため避難所責任者と連携</li> <li>・仮設住宅入居者情報に関することについては区住民課、現地災害対策本部と連携</li> <li>・避難所における長期化する生活環境上の対応(清掃、布団クリーニングなど)については、環境衛生監視員と連携</li> <li>・仮設住宅の生活環境上(冷暖房、換気、通風、採光、水質など)のニーズ把握と相談に対する業務は環境衛生監視員と連携</li> <li>・仮設住宅入居者の健康ニーズ把握調査訪問にはHC管理栄養士、歯科衛生士、環境衛生監視員、精神保健相談員などと連携</li> </ul>	同上	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅の要援護者の個別支援業務については、福祉課、自治会、民生委員、地域人材など(LSA、こころのケアスタッフ、ボランティアなど)と連携</li> <li>・要援護者の在宅療養支援のための地区かかりつけ医師と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害保健活動のまとめと評価のため、所内関係職種と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村中期的被災地支援計画策定、支援のため市町村統括PHNと連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常業務再開のための検討、実施には業務に協働従事する所内関係職種と連携</li> <li>・地域医療・保健情報の提供や調整に関する業務には事務職と連携</li> <li>・被災後初期からの保健活動の集約には事務職と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅における健康診査・健康相談業務には医師会と連携</li> <li>・仮設住宅入居住民の情報(孤独死対策など)に関する業務には警察と連携</li> <li>・新たなコミュニケーションづくり支援のため、自治会等地区組織や市町村まちづくり課等と連携</li> <li>・こころのケア、精神的不安等に対する支援にはこころのケアセンター職員、精神保健福祉士と連携</li> <li>・応援・派遣職員、ボランティア等と業務引き継ぎのため、派遣看護職と連携</li> <li>・瓦礫撤去に伴う粉じん(アスベスト)に関する問い合わせには環境衛生監視員と連携</li> </ul>



(平成21年度保健師班図表まとめ)

表3.1 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(各班単独検討段階)の比較表—避難所・仮設住宅の場面

場(課題)	保健師班での認識			環境衛生監視員班での認識		
	Phase	PHNの役割	他職種との連携	Phase	EHOの役割	他職種との連携
			EHOとの連携 その他			PHNとの連携 その他
1.避難所	0	避難住民の健康や避難環境の把握	避難所運営担当職			
	2	避難環境管理	施設管理者・ボランティア			
環境衛生	1	避難環境管理 巡回相談	避難所運営担当職(環境整備、ブライシシー確保)			
	2	感染症予防	保温、清潔、ペット対策等			
飲料水	2		応急給水(、仮設浴場設置など)に関する支援	0	給水車からの飲料水の衛生確保	食監(ペットボトル)水道担当部署(応急給水)
排泄環境				1	排泄場所の応急確保・衛生管理指導	地域内ゾーニング、排泄場所・方法の決定、消毒条件整備と周知
室内環境				2	仮設トイレの衛生指導	仮設トイレの衛生対策の周知
				1	室内環境対策(保温・ごみ処理・換気など)	寝具衛生・冷暖房・換気・清潔など対策を検討し周知。住民自治組織による生活ルールづくりの支援
生活環境 ペット対策				2	室内環境の衛生指導	室内環境対策の周知
	2	避難環境管理 巡回相談	同伴ペットについて	2	ペットと人の住み分けなど対応の検討	巡回相談からニーズ把握、対応協議
生活環境 仮設浴場	2	感染症予防 避難環境管理	仮設浴場の設置(、応急給水など)に関する支援	2	生活状況(入浴状況)の把握と対応	仮設浴場衛生管理とともに健康的入浴方法の啓発
生活環境 高度化ニーズ				2	生活状況の把握と対応(衛生害虫・布団乾燥・煙草煙・洗濯・入浴)	巡回相談からニーズ把握、対応協議
	3	避難所環境対策(チェックリスト・定期訪問・環境指導)	長期化する生活環境上の対応(清掃・布団クリーニングなど)	3	長期化に対応した環境整備(過密緩和・量・共同設備等)	改めて長期化した環境衛生上のニーズ把握と対策。同行訪問調査
2.仮設住宅	3	仮設住宅入居者健康ニーズ把握調査	生活環境上のニーズ把握と相談業務 健康ニーズ把握調査訪問	3	仮設住宅におけるニーズ把握と相談助言	同行訪問により、冷暖房・換気・通風・採光・水質など環境改善に関する相談対応

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月目まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

(平成21年度保健師班図表まとめ)

表3.2 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(各班単独検討段階)の比較表—その他の場面

場(課題)	保健師班での認識				環境衛生監視員班での認識			
	Phase		EHOとの連携		Phase		EHOの役割	
	PHNの役割	その他	他職種との連携	その他	PHNとの連携	他職種との連携	その他	
3.地域(自宅残留者およびテント生活者を含む)								
環境衛生	1		水、排泄物、廃棄物、消毒などに関する業務衛生管理状況の把握					
飲料水	0			食品衛生 栄養士	0、1	飲料水の衛生確保		水道事業者(応急給水)
排水環境					2	井戸水(水質検査相談)		衛生検査技師(水質検査) 食品衛生監視員(食品営業許可施設の検査)
生活環境 入浴環境					1	排泄場所の応急確保・衛生管理指導		テント生活者や自宅居住者へのトイレ消毒法の指導・周知
					1	公衆浴場状況調査		巡回相談で入浴問題があれば、それへの情報提供
					2	仮設浴場設置調整・衛生監視		仮設浴場の衛生管理とともに健康的入浴方法の啓発
生活環境 高度化ニーズ	2	全戸ローラー 訪問調査		事務職 ボランティア	2	日常生活(清掃・洗濯・布団乾燥など)に必要な営業施設実態調査		ニーズ対応への支援・情報提供
					3	テント生活者、自宅居住者の居住環境問題への対応		テント生活者や自宅居住者の居住環境ニーズの把握と対応策検討
4.その他								
遺体処置	0	遺体手当、遺族ケア	遺体処置、搬送等の対応		0、1	遺体処置の応急対応(棺やドライアイスの確保、搬送調整)	遺族対応・メンタルヘルス、安置所の衛生確保	医師・事務職(身元確認、書類発行)

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

(平成21年度保健師班図表まとめ)

表4.1 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(両班での検討終了段階)―避難所の場面

場(課題)	保健師班での認識			環境衛生監視員班での認識			保健師と環境衛生監視員の連携で行う具体的な支援内容
	PHNの役割		EHOとの連携	EHOの役割		PHNとの連携	
	Phase	PHNの役割	EHOとの連携	Phase	EHOの役割	PHNとの連携	
環境衛生 飲料水	0	飲料水の衛生確保	応急給水に関する支援	0	給水車等からの飲料水の衛生確保	応急給水の衛生確保に関する住民への指導・情報提供	(飲料水の実態把握・情報提供) ・給水実施(可能)地域の確認(事業者情報等の早期収集・提供) ・飲料水の備蓄や補給数 ・給水車から口にするまでの衛生管理指導(ポリタンク等) ・供給不可能な場合の救援方法
	1	生活環境管理	避難所環境整備支援に関すること	1	排泄場所の応急確保・衛生管理指導	避難所の総合的な衛生確保について多職種で協議し衛生ゾーン区分け実施、排泄場所・方法の決定、消毒条件整備と周知	(避難所の総合的な衛生確保、排泄環境の衛生管理)衛生ゾーンなどの決定と周知(その他職種とも協議) ・排泄場所の安全性の確認と整備 ・下水放流不可の場合、既設水洗トイレ使用禁止 ・仮設トイレの使用・清掃・消毒の指導 ・手洗い、消毒にかかるとの指導 ・必要な物品や薬剤の使用状況の確認と確保供給
	2	感染症予防生活環境管理	避難所の環境管理について	2	仮設トイレの衛生指導	仮設トイレの衛生対策の周知	(避難者による自主的な環境管理の支援) ・避難所被災者の生活状況の把握(人数、室温、自家発電、トイレ・自炊場・洗濯場・乾燥場、ごみ集積場、寝具、冷暖房など) ・避難所生活ルール策定、協力要請 ・職員の確認と衛生指導 ・冷暖房・換気の指導 ・廃棄物処理に関する指導 ・うがい、手洗い、消毒方法の指導 ・生活用水の確保・衛生指導
環境衛生 室内環境 生活用水	1	生活環境管理 感染症予防対策	生活環境管理、感染症予防に関する環境整備について	1	室内環境対策(保温・ごみ処理・換気など)生活用水の水質管理	寝具衛生・冷暖房・換気・清潔、あるいは生活用水の衛生対策を検討し周知。住民自治組織による生活ルールづくりの支援	
	1 2	生活環境管理	ペット対策について	1	ペットと人の住み分けなど応急対応の検討 動物救護施設	巡回相談からニーズ把握、対応協議	(避難所内ペット対策) ・ペット数、種類の確認 ・ケージ等収容設備の確認 ・ペット同伴者のゾーンわけ ・ペットの正しい飼い方の指導、安全性確認 ・動物救護施設の情報提供 ・保護動物などの情報提供 ・飼い主の会などの組織化・活動支援
生活環境 仮設浴場	2	感染症予防生活環境管理 避難状況の把握	仮設浴場設置に関する支援	2	生活状況(入浴状況)の把握と対応 仮設浴場の衛生管理	仮設浴場の衛生確保・衛生的入浴方法の啓発 仮設浴場の運営状況・稼働状況の情報提供	(避難者の安全・健康的な入浴機会の提供) ・週1回の入浴が可能になるよう情報収集。必要に応じて仮設浴場設置の要請 ・仮設浴場管理(浴場管理者・ボランティア確保) ・安全で衛生的な入浴方法について助言
	3	避難所環境対策(チェックリスト・定期訪問・環境指導)	長期化する生活環境上の対応(清掃・布団クリーニングなど)	2	生活状況の把握と対応(衛生害虫・布団乾燥・煙草煙・洗濯・入浴)日常生活に必要な営業施設実態調査	巡回相談からニーズ把握、対応協議、情報提供	(生活環境の改善整備) ・プライバシー確保のための隔壁等の設置 ・インフルエンザ等患者(入院対象外)専用スペース確保 ・室温調整・換気・分煙対策 ・室内清掃、布団消毒・乾燥、洗濯など実態把握と情報提供 ・必要に応じて洗濯機、布団乾燥サービスの導入、空気清浄機設置
生活環境 高度化ニーズ	3			3	長期化に対応した環境整備(過密緩和・共同設備等)	改めて長期化した環境衛生上のニーズ把握と対策。同行訪問調査	(避難生活の長期化に対応した環境整備) ・過密緩和のための調整・工夫 ・共同設備の改善整備

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

表4.2 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(両班での検討終了段階)―その他の場面

場(課題)	保健師班での認識			環境衛生監視員班での認識		
	Phase	PHNの役割	EHOとの連携	Phase	EHOの役割	PHNとの連携
2.仮設住宅	3	仮設住宅生活実態把握、相談対応	仮設住宅の生活環境に関わる支援	3	仮設住宅におけるニーズ把握と相談助言	同行訪問により、冷暖房・換気・通風・採光・水質など環境改善に関する相談対応
3.地域(自宅残留者およびびんトント生活者を含む)						
環境衛生 飲料水	0、1	飲料水、生活用水の衛生確保	水、排泄物、廃棄物、消毒などに関する業務	0、1	飲料水の衛生確保	応急給水の衛生確保に関する住民への指導・情報提供
	2		井戸水、湧水などの水質、応急給水、応急復旧に関する問合せについて	2	井戸水(水質検査相談)	住民の相談についての情報提供
環境衛生 排泄環境	1	排泄場所の応急確保・衛生管理指導	衛生管理状況の把握	1	排泄場所の応急確保・衛生管理指導	テント生活者や自宅居住者へのトイレ消毒法の指導・周知
生活環境 入浴環境	2	浴場に関する情報提供、衛生管理、入浴に関する保健指導	仮設浴場設置などに関する支援	1	公衆浴場状況調査	巡回相談で入浴問題があれば、それへの情報提供
	2	在宅、テント泊などの被災者対応	テント、車中泊、半壊等家庭生活者の生活環境について	2	仮設浴場設置調整・衛生監視	仮設浴場の衛生確保・衛生的入浴方法の啓発 仮設浴場の運営・稼働状況の情報提供
生活環境 高度化ニーズ	2	日常生活に必要な施設等の情報提供	日常生活に必要な施設等に関する情報提供について	2	テント生活者、自宅居住者の居住環境問題への対応	テント生活者や自宅居住者の居住環境ニーズの把握と対応策検討
地域環境 建物解体粉塵	3	環境に関する健康相談対応	アスベスト等に関する相談への対応について	3	建物解体などに伴う環境対策(騒音・アスベスト等)	住民の相談についての情報提供
4.その他						
遺体処置	0	遺体保管・遺族ケア	遺体保管、搬送、衛生管理等の対応	0、1	遺体処置の応急対応(棺やドライアイスの確保、搬送調整)	遺体保管・遺族ケア 遺体・遺骨の実態把握 仮保方法の確立(場所・棺・ドライアイス等) 消毒などに関する対応

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

(平成20年度管理栄養士班図表まとめ)

**(表1) 中越沖地震時における栄養・食生活支援活動**

■ **発生状況**

発生日時：平成19年7月16日(月) 祝日 午前10時13分  
 震源地：新潟県上中越沖  
 マグニチュード6.8 震度6強  
**被害状況(平成20年11月6日現在)**  
 死者：15人 重軽傷者：2,316人 被害住宅：43,006棟 最大時避難者数：12,483人  
 電気(最大停電)：27,132戸 都市ガス(最大停止)：35,150戸 水道(最大断水)61,532戸

■ **活動根拠法令等**

- ・災害対策基本法
- ・災害救助法
- ・地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について(厚生労働省通知 平成20年10月10日 健習発第1010003号)
- ・地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について(厚生労働省通知 平成20年10月10日 健習発第1010001号)
- ・新潟県地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン
  - ・社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(厚生省課長通知 昭和55年1月16日 社施第5号)
  - ・文部科学省防災業務計画(平成13年1月6日 12文科人第28号 文部科学大臣決定)
  - ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(厚生省令第46号 平成11年3月31日 / 平成18年3月31日改正)
  - ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(通知 老発第214号 平成12年3月17日 / 平成18年3月31日改正)
  - ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(厚生省令第19号 平成14年7月1日 / 平成18年3月31日改正)
  - ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(通知 老発第307号 平成12年3月30日 / 平成18年3月31日改正) 他

[ 栄養指導班とは ]

災害による長期避難生活により健康及び適切な栄養状態を維持できない被災者に対し、食生活に関する相談等の活動を行うために設置されるもの。  
 設置については新潟県地域防災計画における栄養指導対策に位置付けられている。

班員の構成は、被災地域の保健所の栄養指導員を班長とし、必要に応じて他地域の保健所の栄養指導員及び新潟県栄養士会会員からなる。

事実経過(相隣地域)	住民の反応	管理栄養士の判断・行動	保健所長等の判断	管理栄養士の役割・業務(あるべき姿含む)	対応に要した能力	反省・意見
避難所数 76箇所 避難者数 10,583人 電気 停電23,906戸 水道 断水40,531戸 ガス 断ガス35,000戸 食事提供 おにぎり、パン 提供開始	・恐怖 ・不安 ・負傷 ・ストレス ・高血圧 ・便秘 ・食料不足 ・水分摂取不足 ・不眠	<b>《市町村》</b> ・避難所受付に従事し住民の状況把握 ・物資の配給(ミルク、離乳食、ほ乳瓶、おにぎり、パン) ・給水の実施 <b>《保健所》</b> ・現地確認(市対策本部、避難所設置状況等の確認) ・3食提供の給食施設(6施設)を優先し被災状況や食事提供状況等の情報を収集 ・給食施設からの食料・水及び物資調達支援要請を受け、市対策本部、本庁に調達依頼のための調整 <b>《本庁》</b> ・初動対応に関する指示を保健所へ発信(給食施設の被害や避難所の食事状況等の把握、栄養相談窓口の設置等) ・被害状況の情報集約 ・給食施設の不足物資の調達支援のための調整(県対策本部等)	・職員安否確認 ・被害状況の把握 ・栄養・食生活支援体制整備の必要性	<b>《市町村》</b> ・被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等の把握 ・内部体制(災害対策本部、食料供給、炊き出し等)及び関係機関の災害対策体制の確認 <b>《保健所》</b> ・管内の被害状況把握(給食施設の被害、被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等) ・地域の災害対策体制の確認 <b>《本庁》</b> ・被災地状況(給食施設被害、被災者健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等)の情報集約 ・庁内及び庁外関係機関(地域振興局、市町村、県栄養士会等)の災害対策体制の確認 ・栄養・食生活支援方法及び体制(栄養士の派遣、県栄養士会やボランティア団体等の関係機関との連携等)の検討	・状況を的確に報告し判断を仰ぐ ・状況判断に必要な情報を収集する能力 ・被害状況をアセスメントする能力 ・今後の対応を予測し、今後連携が必要な関係部局・機関と折衝・調整する総合調整能力	・市町村と連携し、早期に栄養・食生活支援活動を検討できる体制を平時より検討しておく。 ・給食施設に対しては平時より備蓄(食品、物品)を徹底しておく。 ・市町村の役割の明確化が必要 ・保健所の役割の共有化が必要

アイトス



(平成20年度管理栄養士班図表まとめ)

事実経過 (柏崎地域)	住民の反応	管理栄養士の判断・行動	保健所長等の判断	管理栄養士の役割・業務 (あるべき姿含む)	対応に要した能力	反省・意見
<p>避難所数 76箇所 避難者数 8,837人 電気 停電 23,906戸 水道 断水 40,581戸 ガス 断ガス 35,000戸</p> <p>食事提供 自衛隊による給食支援開始</p> <p>7/17 (火) &lt; 7/18 (水)</p>	<p>・恐怖 ・不安 ・負傷 ・ストレス ・高血圧 ・便秘 ・食料不足 ・水分摂取不足 ・不眠</p>	<p>《市町村》 ・高齢者用食品 (かゆ等) の不足を把握し、調達要請 (必要物資ニーズの把握) ・栄養相談窓口の設置と開設周知 《保健所》 ・栄養・食生活支援計画の作成 ・保健所管理栄養士を班長とする栄養指導班を設置 ・避難所を巡回し (食品衛生監視員と連携)、食事提供の状況及び支援要望を把握するとともに、栄養相談窓口設置を支援 ・離乳食の不足状況の把握を踏まえ、市対策本部及び本庁へ調達要請 《本庁》 ・現地確認及び今後の対策検討のため、管理栄養士を被災地保健所へ派遣 ・啓発チラシ発行 (熱中症、脱水予防) ・県栄養士会との災害支援協定に基づく支援要請及び今後の対応の検討 ・栄養指導班体制を整えるための県内管理栄養士等の派遣の必要性を判断し、派遣調整 (県内保健所、県栄養士会) を開始 ・災害弱者用の不足食品 (離乳食) の調達支援のための調整 (県対策本部) ・炊き出しボランティア不足の情報踏まえ、炊き出し可能な栄養調理に関する専門団体へ協力要請 ・被災地の栄養指導対策にかかる予算調整</p>	<p>・栄養指導班設置の必要性 ・管理栄養士等派遣の必要性</p>	<p>《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等について把握 ・栄養相談対応 《保健所》 ・管内の被害状況把握 ・栄養相談窓口の開設指導・支援 ・栄養・食生活支援方法及び体制整備のための検討、支援計画の作成 《本庁》 ・被災地状況の情報集約、課題整理 ・被災地栄養・食生活支援計画の作成 ・関係機関 (県栄養士会) との調整 ・栄養・食生活支援のための人的 (管理栄養士等派遣)、物的 (要保護者用食品等の調達調整) 支援調整</p>	<p>・被災者の避難状況や食事状況等を把握し、被災アセスメントを行い、被災地域の栄養状態が判断できる能力 ・被災状況、被災者の栄養状態、関係機関の体制等を踏まえ、対応の優先順位を付けることができない能力 ・課題を解決するために連携・調整が必要な関係部局・機関や他職種と折衝・調整ができる能力</p>	<p>・食料供給体制を踏まえ、平常時から自衛隊と食事提供に関する調整 (献立作成等) を行っておくことが必要。 ・要援護者のリストアップを平常時から行っておく。 ・管理栄養士等を計画的・体系的に派遣できる体制を平常時より検討しておくことと調整時間を短縮できたと思われる。 ・県栄養士会とは「災害時の救護活動に関する協定」が事前に締結されていたため早期に調整ができた。</p>
<p>事実経過 (柏崎地域)</p> <p>避難所数 67箇所 避難者数 4,050人 電気 18日に復旧 水道 断水 37,784戸 ガス 断ガス 35,000戸</p> <p>7/19 (木) &lt; 7/22 (日)</p>	<p>・食事に対する不満 (温かい食事の提供を望む等) ・避難所により食事内容に差 (野菜不足、ご飯の量が多い) ・水分摂取不足 ・暑さによる体力消耗 ・疲労、睡眠不足による血圧上昇 ・運動不足 ・ハイリスク者の身体状況悪化 ・子どもの生活習慣、心のケア</p>	<p>《市町村》 ・避難所における離乳食相談 ・栄養指導班とともに巡回栄養相談 《保健所》 ・栄養指導班による個別栄養相談を実施するための調整 (市村の保健部門、保健師、本庁担当者等) ・栄養指導班による巡回栄養相談の開始 ・不足している災害弱者用食品の調整 《本庁》 ・栄養指導班設置に伴う栄養指導員の派遣及び県栄養士会員の派遣に関する調整 ・炊き出しボランティア調整 ・給食施設における不足物資の調達支援 (県対策本部への依頼)</p>	<p>・被災地に対する中長期的な栄養・食生活支援の必要性</p>	<p>《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等について把握 ・栄養・食生活支援実施計画の作成 《保健所》 ・管内の被害状況把握 ・栄養指導班による個別栄養相談を実施するための調整 (市・村の保健部門、保健師、本庁担当者等) ・不足している災害弱者用食品の調整 ・栄養・食生活支援実施計画の作成 《本庁》 ・被災状況の情報集約、課題整理</p>	<p>・栄養指導班を稼働させるために必要な情報を収集する能力 ・刻々と変化する被災地状況を踏まえ、今後の事態を予測し、栄養・食生活支援計画を作成し、必要な体制を整える能力 ・被災者の食生活状況等を踏まえ、必要に応じて関係職種 (PHN、PSW等) と連携 (繋がる) することができている能力 ・各機関にいる栄養士 (県、市町村、栄養士会等) の連携コーディネート能力</p>	<p>・必要に応じて関係職種 (PHN、PSW等) と連携 (繋がる) することができている能力 ・各機関にいる栄養士 (県、市町村、栄養士会等) の連携コーディネート能力</p>

(平成20年度管理栄養士班図表まとめ)

<p>避難所数 68箇所</p> <p>避難者数 1,747人</p> <p>水道 断水 22,304戸 復旧率 46.8%</p> <p>ガス 断ガス 30,273戸 復旧率 2.3%</p>	<p>・配給のつかゆ食の希望者多い</p> <p>・吹き出しの食事も多く、極分が多い</p> <p>・疲労、体調不良、風邪症状の増加</p> <p>・生活習慣病悪化の恐れ高まる</p> <p>・ストレス</p>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における糖尿病等の食事制限必要者の把握の検討</li> <li>・栄養指導班とともに巡回栄養相談</li> <li>・離乳食、糖尿病食、腎臓病食等の不足を把握し、調達要請（必要物資ニーズの把握）</li> <li>・食物アレルギー相談窓口の周知</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養指導班による個別栄養相談を実施するため調整・実施</li> <li>・管内の村栄養士を全面支援するための計画作成</li> <li>・アレルギーを有する被災者の状況把握及び市町村との対応に関する調整</li> </ul> <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、保健所の栄養指導班の活動状況確認及び今後の対策の検討を踏まえ、管理栄養士派遣のための調整。特に、保健師等による被災者健康状況等把握のためのローラー作戦の開始に伴う体制充実を図るための調整</li> <li>・避難所の巡回指導・相談状況から糖尿病患者の食事選択の困難性を把握したことを踏まえ、自衛隊の統一撤立を入手し栄養指導班へ情報提供</li> <li>・普及啓発チラシ作成（暑さ対策、夏ばて・熱中症予防）</li> <li>・食物アレルギーを有する被災者に関する情報入手したため、対応状況の確認</li> </ul>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等について把握</li> <li>・栄養指導班のニーズ把握</li> <li>・教室の実施</li> <li>・栄養相談の実施</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の被害状況把握</li> <li>・要援護者支援</li> <li>・教室企画</li> <li>・吹き出し調整</li> </ul> <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地状況の情報集約、課題整理</li> <li>・栄養指導班活動のための調整</li> <li>・要援護者支援のための体制整備</li> <li>・今後の活動の見直しを踏まえた予算調整</li> </ul>	<p>・管理栄養士等の派遣、保健師等の関係職種や関係機関と連携するための調整能力</p>	<p>・平時時より民間等と協働し災害弱者（アレルギー等）の支援体制を整備しておく必要がある。</p>
<p>7/23 (月)</p> <p>7/29 (日)</p>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等について把握</li> <li>・栄養指導班のニーズ把握</li> <li>・教室の実施</li> <li>・栄養相談の実施</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の被害状況把握</li> <li>・要援護者支援</li> <li>・教室企画</li> <li>・吹き出し調整</li> </ul> <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地状況の情報集約、課題整理</li> <li>・栄養指導班活動のための調整</li> <li>・要援護者支援のための体制整備</li> <li>・今後の活動の見直しを踏まえた予算調整</li> </ul>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者状況や支援状況を共有し、栄養指導班活動に繋げるため避難所派遣保健師・栄養士に参加</li> <li>・栄養指導班とともに巡回栄養相談、吹き出し確認</li> <li>・必要物資ニーズの把握、提供</li> <li>・「食生活・運動支援事業」</li> <li>・離乳食相談会</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー対応に関して市・村とNPO法人との連携を調整</li> <li>・避難生活長期化に伴う食事作りに対する意欲低下を解消するための「食生活・運動支援事業」を実施するための調整</li> </ul> <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、保健所の栄養指導班の活動状況確認及び今後の対策の検討を踏まえ、管理栄養士派遣のための調整</li> <li>・食物アレルギーを有する被災者の支援体制を整えるため、関係団体と調整を開始</li> <li>・糖尿病等の要援護者支援のための対策の検討</li> <li>・予算調整</li> </ul>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等について把握</li> <li>・食料供給のニーズ把握</li> <li>・教室の実施</li> <li>・栄養相談の実施</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の被害状況把握</li> <li>・要援護者支援</li> <li>・教室企画</li> <li>・吹き出し調整</li> </ul> <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地状況の情報集約、課題整理</li> <li>・栄養指導班活動のための調整</li> <li>・要援護者支援のための体制整備</li> <li>・今後の活動の見直しを踏まえた予算調整</li> </ul>	<p>・管理栄養士等の派遣、保健師等の関係職種や関係機関と連携するための調整能力</p> <p>・被災者の栄養・食生活支援活動を実施、予算化する能力</p>	<p>・平時時より民間等と協働し災害弱者（アレルギー等）の支援体制を整備しておく必要がある。</p>
<p>7/30 (月)</p> <p>8/5 (日)</p>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等について把握</li> <li>・食料供給のニーズ把握</li> <li>・教室の実施</li> <li>・栄養相談の実施</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の被害状況把握</li> <li>・要援護者支援</li> <li>・教室企画</li> <li>・吹き出し調整</li> </ul> <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地状況の情報集約、課題整理</li> <li>・栄養指導班活動のための調整</li> <li>・要援護者支援のための体制整備</li> <li>・今後の活動の見直しを踏まえた予算調整</li> </ul>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者状況や支援状況を共有し、栄養指導班活動に繋げるため避難所派遣保健師・栄養士に参加</li> <li>・栄養指導班とともに巡回栄養相談、吹き出し確認</li> <li>・必要物資ニーズの把握、提供</li> <li>・「食生活・運動支援事業」</li> <li>・離乳食相談会</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー対応に関して市・村とNPO法人との連携を調整</li> <li>・避難生活長期化に伴う食事作りに対する意欲低下を解消するための「食生活・運動支援事業」を実施するための調整</li> </ul> <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、保健所の栄養指導班の活動状況確認及び今後の対策の検討を踏まえ、管理栄養士派遣のための調整</li> <li>・食物アレルギーを有する被災者の支援体制を整えるため、関係団体と調整を開始</li> <li>・糖尿病等の要援護者支援のための対策の検討</li> <li>・予算調整</li> </ul>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の健康・栄養状況、避難所、トイレ、食料供給等について把握</li> <li>・食料供給のニーズ把握</li> <li>・教室の実施</li> <li>・栄養相談の実施</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の被害状況把握</li> <li>・要援護者支援</li> <li>・教室企画</li> <li>・吹き出し調整</li> </ul> <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地状況の情報集約、課題整理</li> <li>・栄養指導班活動のための調整</li> <li>・要援護者支援のための体制整備</li> <li>・今後の活動の見直しを踏まえた予算調整</li> </ul>	<p>・管理栄養士等の派遣、保健師等の関係職種や関係機関と連携するための調整能力</p> <p>・被災者の栄養・食生活支援活動を実施、予算化する能力</p>	<p>・平時時より民間等と協働し災害弱者（アレルギー等）の支援体制を整備しておく必要がある。</p>

専事経過 (柏崎地域)	住民の反応	管理栄養士の判断・行動	保健所長等の判断	管理栄養士の役割・業務 (あるべき姿含む)	対応に要した能力	反省・意見
<p>避難所数 54箇所 避難者数 1,026人 水道 8/4に復旧 ガス 断ガス17,954戸 復旧率42.0% 食事提供 8/12 民間事業者による食事提供開始 (刈羽村) 8/19 自衛隊による給食支援終了 (柏崎市)</p>	<p>避難所解散 仮設住宅入居開始 暑さ対策 (脱水・熱中症) 不眠 高血圧 意欲の低下 子どもの体重増加と場所の相談 職員ボランティアの体調不良、ストレスの訴え</p>	<p>《市町村》 ・避難所派遣保健師(トレーニング)参加 ・栄養指導班による巡回栄養相談、炊き出し確認 ・必要物資ニーズの把握、提供 ・「食生活・運動支援事業」 ・離乳食相談会 《保健所》 ・自衛隊による炊き出し終了後の食事提供 (柏崎市 8/18～、刈羽村 8/3～) について食品関連事業者等と調整及び献立内容に対する指導 《本庁》 ・保健所の栄養指導班の活動状況及び避難者の状況を踏まえ、栄養指導班の調整 (被災者の状況、仮設住宅の建設状況を踏まえ、お盆の間の栄養指導班の縮小を検討) ・長期支援のための計画案作成及び予算調整</p>	<p>《市町村》 ・長期的な栄養・食生活支援の必要性</p>	<p>《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、7/17より、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 《保健所》 ・管内被災者等に関する情報収集 ・栄養指導班活動のまとめと評価、長期支援計画検討 《本庁》 ・被災状況情報集約、課題整理 ・栄養指導班の活動のまとめ ・管理栄養士派遣調整 ・今後の支援計画の検討</p>	<p>《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、ライフライン、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 ・仮設住宅健康状況調査の実施 ・活動の振り返り、まとめ ・長期支援計画の作成 《保健所》 ・管内被災者等に関する情報収集 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成、準備 ・給食施設支援 《本庁》 ・被災状況の情報集約、課題整理 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成</p>	<p>・管理栄養士等の派遣、保健師等の関係職種や関係機関と連携するための調整能力</p>
<p>8/13 (月) 避難所数 29箇所 *8/31 解散 避難者数 374人 ガス 断ガス1,900戸 復旧率95.8% 8/27に復旧</p>	<p>避難者が少なくない、問題のある避難所も多くなる 疲労の蓄積 食事バランスの偏り、肥満傾向 中学生の不眠、小学生のPTSD</p>	<p>《市町村》 ・巡回栄養相談の実施 ・仮設住宅健康状況調査 ・保健活動報告会 ・長期支援に向けた検討 《保健所》 ・給食施設支援及び災害後1か月調査の実施 ・学校給食再開に向けた巡回指導 ・長期的支援事業 (健康サポート事業) の準備 *柏崎地域災害時食生活支援システム検討会 *「アップ・プレイ」を活用した健康教育媒体の作成 ・災害活動の振り返りと活動のまとめ (HPにて全国発信) ・保健活動報告会 《本庁》 ・被災者長期支援計画の具体策検討 ・保健活動報告会</p>	<p>《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、7/17より、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 ・仮設住宅健康状況調査の実施 ・活動の振り返り、まとめ ・長期支援計画の作成 《保健所》 ・管内被災者等に関する情報収集 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成、準備 ・給食施設支援 《本庁》 ・被災状況の情報集約、課題整理 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成</p>	<p>《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、7/17より、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 《保健所》 ・管内被災者等に関する情報収集 ・栄養指導班活動のまとめと評価、長期支援計画検討 《本庁》 ・被災状況情報集約、課題整理 ・栄養指導班の活動のまとめ ・管理栄養士派遣調整 ・今後の支援計画の検討</p>	<p>・活動を振り返り、長期的支援計画を作成し、実施のための体制を調整できる能力</p>	

## 3 新潟県中越沖地震 栄養指導班稼働状況(7/16~8/31)

新潟県福祉保健部健康対策課

※人員派遣:①県保健所管理栄養士(ただし、8/20~8/31までは県立福祉施設管理栄養士一部含む)、②県栄養士会(協定に基づく派遣)

月 日	人員派遣(人)		避難所支援										在宅支援	食生活運動支援事業		給食	
			個別相談(人)											巡回避難所数	参加者(人)		試食・レシピ配布(人)
	①	②	母子	高齢者	糖尿病	腎臓病	高血圧	その他	備考	合計	集団指導(人)	糖尿病	給食施設巡回				
7月16日(月)																	6
7月17日(火)	1												30				
7月18日(水)	2												48				
7月19日(木)	2												13				13
7月20日(金)	2												18				10
7月21日(土)	2												29				
7月22日(日)	1		1	1	2			1	脱水	5			21				
7月23日(月)	3												3				
7月24日(火)	3	3	1	2	9		14			26			8	2			
7月25日(水)	3	2	3	1	1					5			8				
7月26日(木)	3	3	1	5	6		3	2	便秘、脱水	17			8				
7月27日(金)	3	3			4	1		1	便秘	6			8				
7月28日(土)	3	1	1	4	7			4		16			6				
7月29日(日)	3	1			5			5		10			4				
7月30日(月)	3	2		1	4	1		3		9			7				
7月31日(火)	3	2			5	2	1			8	12		6				
8月1日(水)	3	2	5			3		3		11	9		5				
8月2日(木)	3	2			5			2	便秘、食欲不振				3				
8月3日(金)	3	2	1				1	4	便秘、胃切	6	13		5				
8月4日(土)	3	3			2					2			5		31	133	
8月5日(日)	3	3			1					1			4		30	65	
8月6日(月)	3	2		1	4	1		2	便秘	8			6				
8月7日(火)	3	2		1	8	1	1			11	5		6				
8月8日(水)	3	2				2				2			6		26	82	
8月9日(木)	2	2		1	2	2				5			3				
8月10日(金)	3	2		1	8	3		1		13			6				
8月11日(土)	3	3						1		1			2		18	85	